５月教育委員会定例会議事録

午後　１時３２分開会・開議

令和３年５月２１日（金）

午後　２時１０分閉会・散会

令和３年５月２１日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室に招集

議事日程

日程第１　議事録署名委員の指名

日程第２　会期及び時間の決定

日程第３　前回の議事録の承認

日程第４　教育長の報告

日程第５　議事

第１６号議案　御坊市議会提出議案「市長専決処分事項報告」

第１７号議案　令和３年度教育費予算（補正第３号）

第１８号議案　令和３年度日高地区教科用図書採択協議会規約の承認について

第１９号議案　御坊市教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則

第２０号議案　御坊市就学指導委員会委員の委嘱について

第２１号議案　御坊市立給食センター運営委員会委員の委嘱について

第２２号議案　御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員の委嘱について

第２３号議案　御坊市公民館地区館及び分館運営委員の委嘱について

日程第６　その他

（１）行事予定について

（２）その他

日程第７　次回開催日の決定

委員等定数　５名

出席委員等（５）　・奥　幹夫教育長　・柚瀬　真規子委員

・坂田　豊委員　・文蔵　武人委員

・芝﨑　二郎委員

欠席委員　（　）

説明のため出席した者の職・氏名

・教育次長　阪本　興平

・教育総務課長　脇村　孝一郎

・生涯学習課長　細川　哲

本委員会の書記の職・氏名

・教育総務課長補佐　片山　浩

◎　開会及び開議

○　教育長から開会を宣告する。

◎　日程第１　議事録署名委員の指名

○　教育長から議事録署名委員に、柚瀬　真規子委員を指名する。

◎　日程第２　会期及び時間の決定

○　教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は午後２時３０分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎　日程第３　前回の議事録の承認

○　教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎　日程第４　教育長の報告

１　日高地方定例教育長会

主な点について報告します。

１点目は、紀南教育事務所からの報告です。学力向上関係、人権教育関係、社会教育関係の調査や事業、研修会等について報告を受けました。今年度は、全国学力・学習状況調査が５月２７日に、小学校６年生、中学校３年生を対象にして、国語、算数（数学）の各教科で実施されます。昨年は実施しませんでしたが、今年は例年どおり実施します。また、和歌山県学習到達度調査が１０月１３日に、小学校４・５年生、中学校１・２年生を対象にして、国語、算数（数学）とし、小５と中２では、併せて理科も実施します。

２点目については、新型コロナウイルス感染症対策について情報交換をしました。５月に入ってから御坊市と周辺町についても陽性者が出てきましたので、その対応について情報交換をしました。

以上が、５月１２日の主だった内容です。

２　校長会

４月１９日の校長会では、２点伝達をしています。

１点目は、４月の教育委員会で承認をいただきました令和３年度教育行政基本方針についての説明をしました。

２点目は、年度始めということで、教職員の服務について、県から出ています不祥事防止マニュアルを活用し、日々の職員の観察、機会をとらえての指導、研修などの積み重ねをお願いしました。

伝達事項は２点です。その後、指導主事より、年度始めの諸事項について説明をしました。

５月１８日の校長会については、１点伝達をしています。

県教育委員会から教職員の服務関係について通知等がきました。その中で、勤務時間の管理、職場の環境づくり、懲戒処分について、ＳＮＳ等を用いた私的なやり取りの禁止等について説明を加えて伝達をしています。

その後、指導主事から、学力向上関係について、人事関係について、

特別支援教育関係について、学校安全関係等について連絡をし、新型コロナウイルス状況下の中、学校行事について意見交換をしました。

日高地方定例教育長会と４月と５月の校長会の主だった点については、以上です。

３　その他

今年度の学校訪問についてですが、昨年度と同じような感じでというふうに考えています。コロナウイルス感染症の関係で午前中の２時間から３時間の予定で行います。従いまして、給食はありません。内容については、公開授業と研究協議という形になります。公開授業は、１時間から２時間分を密にならないように廊下から参観してもらうことになります。２時間の公開授業は、御坊小学校と湯川小学校で、その他は１時間の公開授業になると思います。研究協議は、学校の様子や取組を学校側から説明をしてもらい、話し合いができればと思っています。研究協議の参加者は、密にならないよう学校側から管理職と担当職員など一部の職員とし、それと訪問者で行いたいと思っています。教育委員さんもそのような形で行いたいと思いますので、出席をお願いします。

以上が、教育長の報告です。

○　柚瀬委員より、「学校行事についてですが、新型コロナウイルスの感染者が御坊市でも出たということで、御坊小学校は運動会を延期するとの連絡をいただいていたのですが、他の学校はどうだったのでしょうか。」との質問があり、教育長が「運動会については、５月に予定していた小学校が多かったのですが、県から不要不急の外出の自粛が出ていることから、感染状況も考えて秋に延期ということになっています。御坊小学校は、５月２２日に予定していましたが、延期で日程は未定です。湯川小学校は、１０月２日か１１月６日ごろに行いたいということです。藤田小学校は、５月に予定していましたが、秋に延期です。野口小学校は、１０月３０日の予定となっています。塩屋小学校も、５月に予定していましたが、秋に延期です。名田小学校は、１０月下旬に行いたいということです。小学校６校とも秋に行うこととなっています。」と答えた。柚瀬委員から、「修学旅行も秋に予定していたと思いますので、学校行事が大変ですね。」との質問に対し、教育長が「臨海学校も７月に１泊

２日で予定していますが、泊なしということで小学校には考えてもらいました。それで、泊は伴わない形で９月に実施する予定です。行事については、９月、１０月に集中してくると思います。」と答えた。

◎　日程第５　議事

○　教育長が、第１６号議案から第１８号議案については、御坊市情報公開条例第７条第５号に規定する意思形成過程に関わることであるため、秘密会において審議することを出席委員に諮り、全委員の同意を得て秘密会とすることを決定した。なお、議事録は作成し、教科用図書採択事務が終了する９月１日以降に開示することとした。

（秘密会　午後１時４８分～午後２時００分）

第１６号議案　御坊市議会提出議案「市長専決処分事項報告」

○　教育総務課長より、「本報告につきましては、本年３月５日午前１０時４５分ごろ、御坊小学校内において、教育総務課職員が、公用車に荷物を搬入するためドアを開けた際に、駐車中の被賠償者の車両に接触し損傷させたもので、これに対する損害を賠償するものです。地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき 専決処分をしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いします。」と提案理由を説明した。

○　第１６号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第１６号議案については、承認することと決定した。

第１７号議案　令和３年度教育費予算（補正第３号）

○　教育総務課長より、「教育費の６月議会補正予算案ですが、まず歳出予算から説明します。教育総務費の事務局費で会計年度任用職員２人分の報酬３１８万４千円と１人分の給料１万４千円、３人分の期末手当４８万５千円の計３６８万３千円を計上しています。報酬につきましては、例年どおり４月の人事異動の結果を踏まえ教育総務課の事務補助１人と事務職員１人の計２人分を補正対応するものです。給料につきましては、校務員１人が３月末に辞めたことに伴い新規採用者を募集したところ昨

年度末まで別の職種（湯川中の介助員）として任用していた者を採用したことに伴う当初予算との昇給差額分となります。期末手当につきましては３人分で、校務員の昇給に伴う差額分が含まれています。予算現額３，３９６万４千円に補正額３６８万３千円を加えた補正後の事務局費は、３，７６４万７千円となります。小学校費の学校管理費につきましては、会計年度任用職員７人分の報酬９３５万４千円、期末手当８０万６千円、秋に御坊小学校が予定しています紀の国緑育推進事業委託費７７万円の計１，０９３万円を計上しています。報酬及び期末手当につきましては、全て介助員で、介助が必要な児童数に応じて配置しており、今年度は御坊小学校に２人、湯川小学校に４人、藤田小学校に１人を配置したことに伴うものです。予算現額１億２，４０５万８千円に補正額１，０９３万円を加えた補正後の学校管理費は、１億３，４９８万８千円となります。中学校費の学校管理費につきましても全て介助員で、例年どおり介助が必要な生徒数に応じて配置しており、今年度は湯川中学校及び河南中学校にそれぞれ介助員１人を配置したことに伴い報酬で３１５万３千円、期末手当で３７万５千円の計３５２万８千円を計上しています。予算現額８，０８９万４千円に補正額３５２万８千円を加えた補正後の学校管理費は、８，４４２万２千円となります。幼稚園費の幼稚園管理費につきましては、市立４園に対して、新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる消毒液を購入するために１６０万円を計上しています。予算現額４，５５８万８千円に補正額１６０万円を加えた補正後の幼稚園管理費は、４，７１８万８千円となります。幼稚園費の教育振興費につきましては、御坊幼稚園に対して、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら一時預かり事業を継続的に実施していくために必要とする物品等（マスク、消毒液等）の購入を支援するために３０万円を計上しています。予算現額５，４５７万７千円に補正額３０万円を加えた補正後の教育振興費は、５，４８７万７千円となります。社会教育費の社会教育総務費につきましては、会計年度任用職員として生涯学習課の事務補助１人分の報酬１２２万８千円、期末手当１０万４千円の計１３３万２千円を計上しています。予算現額１７１万９千円に補正額１３３万２千円を加えた補正後の社会教育総務費は、３０５万１千円と

なります。文化財保護費につきましては、会計年度任用職員として生涯学習課の事務補助１人と事務職員１人の報酬２３７万１千円、期末手当３０万５千円の計２６７万６千円を計上しています。予算現額１，１６６万３千円に補正額２６７万６千円を加えた補正後の文化財保護費は、１，４３３万９千円となります。公民館費につきましては、会計年度任用職員として中央公民館の事務補助２人分の報酬２４５万５千円、期末手当２０万７千円の計２６６万２千円を計上しています。予算現額２，４８５万２千円に補正額２６６万２千円を加えた補正後の公民館費は、２，７５１万４千円となります。青少年対策費の青少年対策総務費及び児童センター管理費につきましては、藤田及び財部児童館と児童センターに対し、新型コロナウイルス感染症対策のために必要となるマスク、消毒液及び空気清浄機を購入するために６０万２千円と３０万円を計上しています。青少年対策総務費については、予算現額１，７４７万１千円に補正額６０万２千円を加えた補正後の予算額は、１，８０７万３千円となります。また、児童センター管理費については、予算現額１，５９３万９千円に補正額３０万円を加えた補正後の予算額は、１，６２３万９千円となります。以上により歳出補正予算の合計額は、２，７６１万３千円となり、正規職員等の人件費を除いた教育費当初予算額７億７，３９０万７千円に加えますと教育費の総額は、８億１５２万円となります。

次に、歳入予算ですが、新型コロナウイルス感染症対策関連としまして、御坊幼稚園に対するマスク、消毒液等の購入補助金３０万円について、国及び県からそれぞれ３分の１の１０万円が子ども・子育て支援交付金として支出され、市内４園に対する消毒液の購入１６０万円については、２分の１の８０万円が教育支援体制整備事業費交付金として、青少年対策費の藤田及び財部児童館と児童センターの空気清浄機等９０万２千円については、２分の１の４５万円が保育対策総合支援事業費補助金として支出されますので、歳入としてそれぞれ計上しています。また、小学校費のところで説明しました御坊小学校が予定しています紀の国緑育推進事業委託費の全額７７万円が県補助金として支出されますので、歳入予算として計上しています。教育費国庫補助金につきましては、予

算現額１，３１９万円に補正額１３５万円を加えた補正後の予算額は、１，４５４万円となり、教育費県補助金につきましては、予算現額８４８万３千円に補正額８７万円を加えた補正後の予算額は、９３５万３千円となります。なお、ただいま説明いたしました補正予算の内容につきましては、市長査定前のため変更となる場合もありますので、お含みくださいますようお願いします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由の説明をした。

○　第１７号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第１７号議案については、承認することと決定した。

第１８号議案　令和３年度日高地区教科用図書採択協議会規約の承認について

○　教育総務課長より、「令和３年度に使用しています中学校の教科用図書につきましては、令和２年度に採択を行いましたが、中学校社会（歴史的分野）において、令和２年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに教科用図書が発行されることとなりました。規約案につきましては、当該教科用図書を含んだ令和４年度からの同教科の教科用図書の採択を再度行うための採択協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもので、協議会を構成する教育委員会は、日高地区１市６町教育委員会及び御坊市日高川町中学校組合教育委員会で、協議会の委員は、構成教育委員会の教育長を充てることになっています。この規約案について、日高地区の各教育委員会においてご承認いただく必要がありますので、教育委員会の承認を求めるものです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。」と提案理由の説明があった。

○　第１８号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第１８号議案については、承認することと決定した。

第１９号議案　御坊市教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則

○　教育総務課長より、「本案につきましては、寄附金に関する専決事項及び職員以外の者の公用車同乗について、市長部局の事務決裁規則の一部改正に伴い、教育委員会についても同様の改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。」と提案理由の説明があった。

○　第１９号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第１９号議案については、承認することと決定した。

第２０号議案　御坊市就学指導委員会委員の委嘱について

○　教育総務課長より、「本案につきましては、心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学指導のため、教育委員会の諮問に応じ答申をいただく就学指導委員会委員の任期が３月末で満了したため、新たな委員を委嘱したく、提案するものです。任期は、御坊市就学指導委員会条例第４条の規定により、令和３年４月１日からの２年間です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由の説明があった。

○　第２０号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２０号議案については、承認することと決定した。

第２１号議案　御坊市立給食センター運営委員会委員の委嘱について

○　教育総務課長より、「本案につきましては、御坊市立学校給食共同調理場設置及び管理条例第４条及び御坊市立給食センター運営委員会規則第２条の規定により、給食センターの運営等に必要な事項についてご審議をいただく委員を委嘱するもので、委員の構成は、小中学校長、幼稚園長及び給食主任並びにＰＴＡ代表者により構成されます。任期は、令和３年４月１日からの１年間です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由の説明があった。

○　第２１号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２１号議案については、承認することと決定した。

第２２号議案　御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員の委嘱について

○　生涯学習課長より、「２７頁第２２号議案につきましては、御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員を委嘱しておりました小学校校長会代表の小谷　剛史氏が、令和３年４月１日付け人事異動のため、社会教育法第１５条第２項及び社会教育委員設置条例第１２条第１項の

規定により、新たに湯川小学校長の濵上　修氏を委員に委嘱したく承認を求めるものです。任期につきましては、前任者の残任期間の令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの１年間となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由の説明があった。

○　第２２号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２２号議案については、承認することと決定した。

第２３号議案　御坊市公民館地区館及び分館運営委員の委嘱について

○　生涯学習課長より、「２８頁第２３号議案につきましては、任期満了に伴う御坊市公民館地区館及び分館の運営委員の委嘱について、御坊市公民館地区館及び分館の運営に関する規程第４条の規定により、下記名簿２８、２９、３０頁のとおり、委員に委嘱したく承認を求めるものであります。任期につきましては、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの２年間となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由の説明があった。

○　第２３号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２３号議案については、承認することと決定した。

◎　日程第６　その他

（１）行事予定について

○　教育総務課長から、行事予定について報告をした。

（２）その他

○　教育総務課長から、新たな教科用図書については、教育委員会に保管しており、閲覧可能であるとの連絡をした。

◎　日程第７　次回開催日の決定

○　教育長が次回開催日について出席委員に諮り、６月２４日（木）午後１時３０分からとした。

◎　閉会及び散会

○　教育長から令和３年５月２１日（金）の御坊市教育委員会定例会の閉

会を宣告する。

閉会時刻　午後　２時１０分　閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員